令 和 4 年 度

新城市後期高齡者医療特別会計

補 正 予 算 (第 1 号)

令和4年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和4年度新城市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ178千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,485,922千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月1日提出

新城市長 下 江 洋 行

第1表 歲入歲出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 約	是入金	754, 649	△23, 322	731, 327
	1 一般会計繰入金	754, 649	△23, 322	731, 327
3 縛	越金	19, 268	34	19, 302
	1 繰越金	19, 268	34	19, 302
4 幇	的收入	47, 200	23, 110	70, 310
	5 雑入	3, 118	23, 110	26, 228
	歳 入 合 計	1, 486, 100	△178	1, 485, 922

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 統	念務費	30, 247	△30	30, 217
	1 総務管理費	27, 502	△30	27, 472
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1, 389, 988	△148	1, 389, 840
1 後期高齢者医療広域連合納付金		1, 389, 988	△148	1, 389, 840
	歳 出 合 計		△178	1, 485, 922



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 (歳 入)

款	補正前の額	補正額	1111 H
	千円	千円	千円
2 繰入金	754, 649	△23, 322	731, 327
3 繰越金	19, 268	34	19, 302
4 諸収入	47, 200	23, 110	70, 310
歳 入 合 計	1, 486, 100	△178	1, 485, 922

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	<u> </u>
1 総務費	千円 30, 247	千円 △30	千円 30, 217
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1, 389, 988	△148	1, 389, 840
歳 出 合 計	1, 486, 100	△178	1, 485, 922

	補 正 額 の 定 財	財源内訳源	
特 国県支出金	定 財 地 方 債	<u>源</u> その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
			△30
			△148
0	0	0	△178
0	0	0	2110

2 歳 入

2款 繰入金

1項 一般会計繰入金

△23,322千円 △23,322千円

目	補正前の額	補 正 額]
1 事務費繰入金	千円 60,889	千円 △212	千円 60,677
3 療養給付費繰入金	548, 893	△23, 110	525, 783
計	754, 649	△23, 322	731, 327

3款 繰越金

1項 繰越金

34千円 34千円

19, 302

1 繰越金	19, 268	34	19, 302
計	19, 268	34	19, 302

4款 諸収入

23,110千円

5項 雑入

23,110千円

4 雑入	3, 115	23, 110	26, 225
計	3, 118	23, 110	26, 228

節		説	明
区 分	金 額	南九 	97
	手円		千円
1 事務費繰入金	△212	事務費繰入金	△212
1 療養給付費繰	△23, 110	療養給付費繰入金	△23, 110
入金			

1 前年度繰越金	34	前年度繰越金	34

1 雑入	23, 110	療養給付費負担金精算金 23,110

3 歳 出

1款 総務費

1項 総務管理費

△30千円 △30千円

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	州文 戶 7/5
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	27, 502	△30	27, 472				△30
計	27, 502	△30	27, 472	0	0	0	△30

2款 後期高齢者医療広域連合納付金 1項 後期高齢者医療広域連合納付金

△148千円

△148千円

1 後期高齢者	1, 389, 988	△148	1, 389, 840				△148
医療広域連							
合納付金							
計	1, 389, 988	△148	1, 389, 840	0	0	0	△148

節				
区分	金額	説	明	
2 給料	千円 △803			千円 △30
3 職員手当等	830	003 職員分・一般職給	∆30 △803	
4 共済費	△57	・扶養手当	△60	
		・住居手当	△101	
		・通勤手当	163	
		・時間外勤務手当	1,041	
		・期末手当	$\triangle 262$	
		・勤勉手当	△71	
		・児童手当	120	
		地方公務員共済組合負担金	△66	
		• 地方公務員災害補償基金	9	

18 負担金補助及	△148	521 後期高齢者医療広域連合納付事務事業	△148
び交付金		001 後期高齢者医療広域連合納付事務事業	△148
		・負担金	△148

一般職

(1)総 括

		糸	<u> </u>	5 5	費			
区分	職員数	報酬	給料	職員手当等	計	共 済 費	合 計	備考
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正後	(0)	0	9, 306	5, 646	14, 952	2, 857	17, 809	
補正前	(0)	0	10, 109	4, 816	14, 925	2, 914	17, 839	
比較	(0)	0	△ 803	830	27	△ 57	△ 30	

*()は、短時間勤務職員の数を外書きしたもの。

							,
職	区分	管 理 職 手 当	扶 養手 当	住 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務 手 当	時間外勤務 手 当
194		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
員	補 正 後	1	240	1	273	0	1, 378
	補 正 前	1	300	102	110	0	337
手	比 較	0	△ 60	△ 101	163	0	1, 041
	区分	期末手当	勤 勉 手 当	地 域 手 当	宿日直手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当
当		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
h-h-	補 正 後	1, 865	1, 648	0	0	0	0
等	補 正 前	2, 127	1, 719	0	0	0	0
	比 較	△ 262	△ 71	0	0	0	0
0	区分	退 職手 当	管理職員特別勤務手 当	単身赴任 手 当	児 童 手 当	言 	
内		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補 正 後	0	0	0	240	5, 646	
訳	補 正 前	0	0	0	120	4, 816	
	比 較	0	0	0	120	830	

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)	増減事由	ョ 別 内 訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 803	給与改定に 伴う増減分	58		・給料の改定率 0.63% ・給料改定実施時期 令和4年4月
		その他の増減分	△ 861	職員の異動等に伴 う増減分	異動・その他
				△ 861千円	
職 員 手当等	830	給与改定に 伴う増減分	102	勤勉手当支給率改 定に伴う増加分 82千円	勤勉手当 6月期 12月期 改定前 0.950月 0.950月 改定後 0.950月 1.050月
				その他給与改定に 伴う増加分 20千円	
		その他の増減分	728	職員の異動等に伴 う増減分	異動・その他
				728千円	

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	_	般	行	政	職
	平均給料月額(円)					255, 200
令和4年10月1日 現在	平均給与月額(円)					290, 081
	平均年齢(歳)					33. 99
	平均給料月額(円)					268, 623
令和3年10月1日 現在	平均給与月額(円)					293, 111
	平均年齢(歳)					37. 65

^{*}短時間勤務職員を除く。

イ 初任給

D7	Λ		ந் ரு	仁	π <i>b</i> -	н⁄уг.	(円	\		国	Ø,)	制		度	
区	分	_	灯又	行	以	職	(円)	-	般	行	政	職	(円)
高	交 卒]	154, 6	00							154, 6	600
短	大 卒]	167, 1	00							167, 1	100
大	学 卒]	185, 2	00							185, 2	200

ウ 級別職員数

ク		1								
		行	政	職	給	料	表	(<u> </u>	
区 分	級	_		般		行	政		職	
		職			数		構	成	比	
					()			,,,		(%)
					(0)				(0.0)	
	7 級				0				0.0	
					(0)				(0.0)	
	6 級				0				0.0	
					(0)				(0.0)	
	5 級				0				0.0	
					(0)				(0.0)	
A = 1 = 1 = 1 = 1	4 級				1				33. 3	
令和4年10月1日 現在					(0)				(0.0)	
	3 級				1				33. 3	
	- 677				(0)				(0.0)	
	2 級				0				0.0	
					(0)				(0.0)	
	1 級				1				33. 3	
	31				(0)				(0.0)	
	計				3				100.0	
	5 VII				(0)				(0.0)	
	7 級				0				0.0	
	c VII				(0)				(0.0)	
	6 級				0				0.0	
	F \(\sqrt{11}				(0)				(0.0)	
	5 級				0				0.0	
	A √TL				(0)				(0.0)	
令和3年10月1日 現在	4 級				1				33.3	
〒和3年Ⅳ月1日 児仕	0				(0)				(0.0)	
_	3 級				0				0.0	
	0				(0)				(0.0)	
	2 級				1				33. 3	
	1 √77				(0)				(0.0)	
	1 級				1				33. 3	
	∌ I.				(0)				(0.0)	
	計				3				100.0	

^{*()}は、短時間勤務職員の数及び構成比を外書きしたもの。

^{*}構成比は小数点以下第2位を四捨五入してあるので、その合計が100%にならない場合がある。

(級別の基準となる職務)

区	分	行 政 職 給 料 表 (一)
7	級	第長、理事、事務局長、消防長の職務
6	級	副部長、次長、総合支所長、会計管理者、自治振興事務所長、消防次長、署長、課長、室長、所長、参事、事務長、副署長、指導保育士、指導教諭、園長の職務
5	級	副課長、副室長、副所長、副参事、副事務長、分署長、出張所長、指揮隊長、予防 指令、副園長の職務
4	級	系長、主査、主査保育士、主査教諭の職務
3	級	主任、主任保育士、主任教諭の職務
2	級	寺に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1	級	定型的な業務を行う職務

エ 期末手当・勤勉手当

	支 給 期 別	リ 支 給 率		職制上の段階、	
区 分	6 月	12 月	支 給 率 計	職務の級等	備考
	(月分)	(月分)	(月分)	による加算措置	
補正後	(1.125)	(1.175)	(2.300)	有	
州 正 仮	2. 150	2. 250	4. 400	1月	
補正前	(1.125)	(1.125)	(2. 250)	有	
11 11 11	2. 150	2. 150	4. 300	1月	
国の制度	(1.125)	(1.175)	(2.300)	有	
国の制度	2. 150	2. 250	4. 400	17	

*()は、短時間勤務職員の支給率。

オ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	【 国 】家賃額16千円以下: 0円
通勤手当	同じ	
地域手当	同じ	